

令和3年度 高齢者活躍企業コンテスト 高齢者がいきいきと働くことのできる 創意工夫の事例を募集します。

高齢者活躍企業コンテスト^(※1)は、高齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行います。**

優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。多数のご応募をお待ち申し上げております。

※1 令和3年4月1日施行の高齢者雇用安定法改正に伴い70歳までの就業確保が努力義務化されたことから、令和3年度から名称を変更しました。(旧：高齢者雇用開発コンテスト)

I 取組内容

働くことを希望する高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容 (例示)
高齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度の導入 ②賃金制度、人事評価制度の見直し ③多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ④創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)の導入 ^(※2) ⑤各制度の導入までのプロセス・運用面の工夫 (制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し)等
高齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み(IT化へのフォロー、危険業務等からの業務転換) ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施 等
高齢者が働きつづけられるための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生取組	①作業環境の改善(高齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮) ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組(体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策) ④福利厚生の充実(休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制) 等

※2「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

II 応募方法

1. 応募書類等

イ. 指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。

ロ. 応募様式は、当機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課^(※3)にて、紙媒体または電子媒体により配付します。また、当機構のホームページ^(※4)からも入手できます。

ハ. 応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日

令和3年3月31日(水) 当日消印有効

3. 応募先

各都道府県支部高齢・障害者業務課(※3)へ提出してください。

※3 連絡先は最終ページをご参照ください

※4 URL: <https://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html>
(令和3年4月1日以降は、次のURLに変更となります。
<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>)



主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。

Ⅲ

応募資格

1. 原則として、企業からの応募とします。

2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。

- (1) 平成30年4月1日～令和2年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
- (2) 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成31年1月25日付け基発0125第1号)に基づき公表されていないこと。
- (3) 令和2年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 令和2年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
- (5) 令和2年4月以降、労働保険料の未納がないこと。

3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入^(※5)し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。

※5 高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。

4. 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

Ⅳ

賞(※6)

【厚生労働大臣表彰】

- ★ 最優秀賞 1編
- ★ 優秀賞 2編
- ★ 特別賞 3編

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】

- ★ 優秀賞 若干編
- ★ 特別賞 若干編

※6 上記は予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます。

V

審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

Ⅵ

審査結果発表等

令和3年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

Ⅶ

著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

Ⅷ

問い合わせ先

● 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部 研究開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号

TEL: 043-297-9527 E-Mail: tkjyoke@jeed.or.jp

● 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部高齢・障害者業務課

連絡先は最終ページをご参照ください。

令和2年度高年齢者雇用開発コンテスト 入賞企業

<厚生労働大臣表彰>

最優秀賞	株式会社 大津屋 (福井県福井市 コンビニエンスストア)
優秀賞	グロリア 株式会社 (千葉県南房総市 諸官公庁および民間特需のユニフォーム)
優秀賞	医療法人 成雅会 泰平病院 (福岡県糟屋郡 医療・介護)
特別賞	株式会社 新潟アパタイト (新潟県上越市 精密ばね製品組立・検査・梱包等)
特別賞	株式会社 清水製作所 (山梨県北杜市 プラスチック製造業)
特別賞	英興 株式会社 (京都府京都市 石英ガラス製品加工販売等)

<独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰>

優秀賞	伸和ピアノ 株式会社 (千葉県千葉市 ピアノの買取り・販売・修繕・調律・配送業務)
優秀賞	社会福祉法人 合掌苑 (東京都町田市 特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、有料老人ホーム、障害者支援センター)
優秀賞	溝端紙工印刷 株式会社 (和歌山県伊都郡 飲食店用紙製品のデザイン・製造・販売等)
優秀賞	株式会社 ルネックス (鳥取県倉吉市 メガネ・補聴器・光学機械小売業)
優秀賞	社会福祉法人 愛心会 (愛媛県宇和島市 特別養護老人ホーム・短期入所施設)

(ほか特別賞として 17社)

information ~参考情報~

高齢者がいきいきと働くことができる社会の実現に役立てるため、当機構では企業向けに様々な資料を作成しています。

高齢者雇用について色々な事例を知りたい・参考にしたい！

→「65歳超雇用推進事例サイト」

当機構が収集した高年齢者の雇用事例をインターネット上で簡単に検索できる Web サイトです。「65歳超雇用事例集」、「高年齢者雇用開発コンテスト表彰事例 (エルダー)」で紹介された 108 社、120 事例を検索できます。今後も、当機構が提供する最新の企業事例情報を随時公開します。



65歳超雇用推進事例サイト

検索

→「65歳超雇用推進マニュアル」「65歳超雇用推進事例集」シリーズ

高年齢者を戦力化するためにさまざまな取組がありますが、特に、「制度面」として、定年年齢の 65 歳以上への延長 (または廃止)、65 歳を超える継続雇用延長など是有効な一手段となります。

マニュアルでは制度の導入・改定手順を、事例集では実際に取組んでいる先進企業の事例を掲載しています。

なお、改正高年齢者雇用安定法に対応した新たなマニュアルを令和 3 年 2 月に刊行予定です。

65歳超雇用推進マニュアル事例集

検索



高齢者雇用に取り組みたいけれど…具体的に何から手をつけよう？

→「競争力を高めるための高齢者雇用」

高齢者雇用を効果的に進めるための具体的な取り組みを、コンテスト入賞企業事例などを元に、「シニアの意欲・能力を活かすしくみ」、「シニアが持つ強みの積極的活用」、「シニアが長く働けるためのしくみ」の大きく 3 つのポイントに分けて紹介した資料です。

様々な業種や規模の企業事例がありますので、「こんな方法があったのか」と新たな発見があるかもしれません。



令和3年度高年齢者活躍企業コンテストの応募は、
以下の都道府県支部高齢・障害者業務課までお願いします。

ご応募お待ち
しております

令和2年10月1日現在

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	010-0101	潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
神奈川	241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEX T 21ビル12階	025-226-6011
富山	933-0982	高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	920-0352	金沢市観音堂町へ-1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	500-8842	岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	422-8033	静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 M I テラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	514-0002	津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	520-0856	大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	566-0022	摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
兵庫	661-0045	尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	634-0033	橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	640-8483	和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	689-1112	鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	690-0001	松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	700-0951	岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	730-0825	広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	753-0861	山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	761-8063	高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	791-8044	松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	781-8010	高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	810-0042	福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	849-0911	佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	854-0062	諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	861-1102	合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	870-0131	大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	880-0916	宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	890-0068	鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301